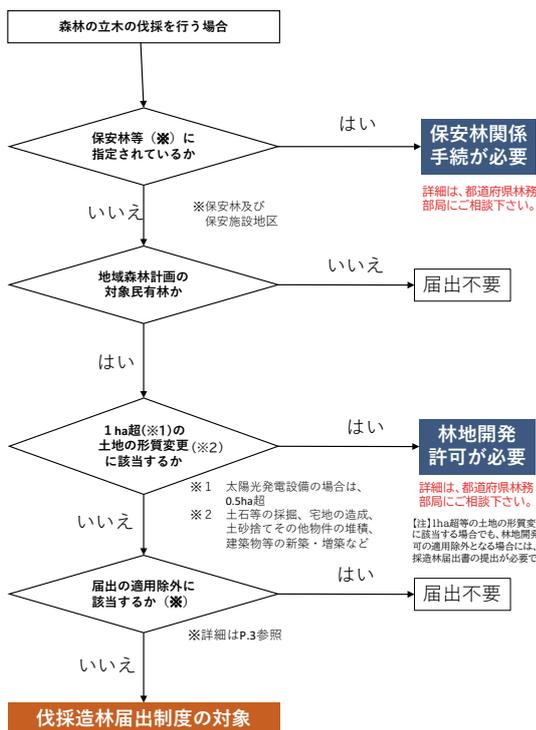


「伐採造林届出書作成の手引き」の紹介

林野庁ではこの度、伐採造林届出書や状況報告書を提出しようとする森林所有者や事業者向けに、作成方法をわかりやすく解説した手引き書を作成しました。

伐採造林届出制度の概要をはじめ、記載内容、添付が必要な書類等について、フローチャートやチェックポイントを交えて解説しています。記載例では、吹き出し等でポイントを示しつつ代表的なパターン別に解説しており、添付書類についてもわかりやすく解説しています。

伐採造林届出制度の対象フローチャート



① 伐採造林届出制度の概要

森林法では、森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採の計画と造林の計画（伐採造林届出書）を市町村長に提出することが義務付けられています。また、伐採や造林が完了したときは、実施後の森林の状況を記載した報告書（状況報告書）を提出することも義務付けられています。

② 伐採造林届出制度の林野庁ウェブサイト

手引きのほか、伐採造林届出書等の様式・関係通知等は、林野庁ウェブサイトから入手することができます。なお、条例等により市町村独自の条件や記載事項が追加されている場合もありますので、届出先の市町村の指導に従って作成・提出をお願いします。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>



【届出者が連名（伐採者と造林者が異なる）の場合の記載例】

届出日は伐採開始の時期から90日から30日前とする必要があります。

令和6年4月1日

伐採及び伐採後の造林の届出書

〇〇市町村長 殿

届出者
住所 〇〇市■■町1-1-1
届出人氏名 ××林業(株)

伐採者
住所 〇〇市▲▲町2-2-2
届出人氏名 林野 太郎

※1ha超(※1)の土地の形質変更(※2)に該当するか

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である××林業(株)が所有する立木を伐採するものです。
伐採する立木の所有者を記載して下さい。

1 森林の所在場所
〇〇市■■町字▲▲ 地番1234-1ほか4地番(別紙のとおり)

2 伐採及び伐採後の造林の計画
※複数の地番にまたがる場合は、全ての地番の別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり(欄に記入しきれない場合は別紙等で添付して下さい。)

3 備考
適合通知の発行を希望する。

➡伐採造林届出書作成の手引き

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-23.pdf>



➡伐採造林届出書作成の手引き(概要版)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-21.pdf>



【制度の主な流れ】

